

市川市最低制限価格制度に関する要綱

市川市最低制限価格制度取扱要綱（平成21年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札に関し、同令及び市川市財務規則（昭和60年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（最低制限価格の設定）

第2条 規則第99条第1項の規定による最低制限価格の設定は、一般競争入札により次に掲げる契約を締結しようとする場合に限り行うことができる。

(1) 次に掲げる契約

ア 設計金額が3,000万円以下の建設工事の請負の契約

イ 設計金額が3,000万円以下の製造の請負の契約

ウ 市川市低入札価格調査制度に関する要綱（平成22年5月1日施行）別表第1建設工事に関連する業務委託の契約の項に規定する契約で、設計金額が3,000万円以下のもの

エ 前各号の契約における設計金額の積算方法に準じて設計金額を積算することとなる契約

(2) 次に掲げる業務委託の契約

ア 建物総合管理業務委託

イ 建物清掃業務委託

ウ 機械警備を除く警備業務委託

エ 学校給食業務委託

オ 公園・緑地等に係る次に掲げる維持管理業務委託

（ア） 緑地管理

（イ） 除草

(ウ) 樹木管理

(エ) 樹木等害虫駆除

カ 車両運行業務委託

キ 街頭指導業務委託

ク 交通誘導業務委託

ケ 駐車場又は駐輪場管理業務委託

コ 受付又は電話受付業務委託

サ その他市長が必要と認める業務委託

(最低制限価格)

第3条 前条第1号の契約に係る最低制限価格は、市川市低入札価格調査制度に関する要綱第2条に規定する調査基準価格の設定の例により算出した額とする。

2 前条第2号の契約に係る最低制限価格は、予定価格に、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合（その割合が100分の90を超える場合にあっては100分の90とし、100分の70に満たない場合にあっては100分の70とする。）を乗じて得た額とする。

(1) 直接人件費の額

(2) 直接人件費の額以外の額に100分の50を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、市長が同項の規定により最低制限価格を定めることが適当でないと認めるときは、予定価格に、100分の70から100分の90までの範囲内において市長が別に定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(入札の公告)

第4条 市長は、規則第99条第2項の規定により規則第97条の規定による公告において最低制限価格を付する旨を明らかにするときは、当該公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定の適用があること。

(2) 最低制限価格に満たない価格で申込みをした者は、規則第104条の規定にかかわらず、再度の入札に参加することができないこと。

(指名競争入札に係る関係規定の準用)

第5条 前3条の規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	規則第99条第1項	規則第110条において準用する規則第99条第1項
第4条	規則第99条第2項	規則第110条において読み替えて準用する規則第99条第2項
	規則第97条の規定による公告	規則第109条第2項の規定による通知
	当該公告	当該通知
	地方自治法施行令第167条の10第2項	地方自治法施行令第167条の13において準用する同令第167条の10第2項
第4条第2号	規則第104条	規則第110条において読み替えて準用する規則第104条

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条(第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、平成22年5月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該

通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条(第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、平成26年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条(第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、平成27年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条(第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、平成28年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和元年10月1日に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。